

○共立蒲原総合病院訪問看護に関する条例

〔平成10年9月28日〕
〔条例第2号〕

改正 平成20年9月19日条例第12号
平成28年3月28日条例第7号

平成25年3月26日条例第2号
令和元年6月6日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人若しくはこれに準ずる状態にある老人又は居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、訪問看護、居宅サービス又は介護予防サービスを実施することにより、その者がより安定した療養生活が送れるように支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問看護 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する指定訪問看護をいう。
- (2) 居宅サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。
- (3) 介護予防サービス 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。

(訪問看護ステーション)

第3条 訪問看護、居宅サービス及び介護予防サービスを行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
共立蒲原総合病院訪問看護ステーション	富士市中之郷2500番地の1
共立蒲原総合病院訪問看護ステーション サテライト富士	富士市本市場432番地の1

(利用料)

第4条 訪問看護に係る利用料は、健康保険法第88条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額から訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額から訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額とする。

2 居宅サービスに係る利用料は、介護保険法第41条第4項に規定する厚生労働大

臣が定める額から居宅介護サービス費として支給される額に相当する額を控除した額とする。

3 介護予防サービスに係る利用料は、介護保険法第53条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額から介護予防サービス費として支給される額に相当する額を控除した額とする。

4 前3項に掲げるもののほか、別表で定める額
(利用料の徴収)

第5条 利用料は、管理者の定める期限までに納付しなければならない。
(利用料の減免)

第6条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減免することができる。
(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月19日条例第12号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月6日条例第2号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第4条第4項関係）

種 別	利 用 料
2時間を超えた看護	30分毎 1,500円
休日及び時間外	90分まで 2,000円
	90分超30分毎 2,000円
死後の処置料	11,000円
交通費（消費税は別途加算する） 訪問看護1回につき病院から	
片道10km未満	500円
片道10km以上20km未満	1,000円
20km以上は10km増す毎に	1,000円加算
衛生材料等	実費相当額